

第53回社会保険労務士試験の合格者発表

第53回社会保険労務士試験の合格者を別添の合格基準に基づき決定し、本日の官報に公告しました。

社会保険労務士試験は、社会保険労務士法第10条の規定に基づいて、実施するものです。

第53回試験は、去る8月22日（日）に全国19都道府県の会場で実施され、その結果は次のとおりです。

- (1) 受験申込者数 50,433人（前年49,250人、対前年 2.4%増）
うち科目免除者1,059人（うち公務員特例の免除者524人）
- (2) 受験者数 37,306人（前年34,845人、対前年 7.1%増）
うち科目免除者841人（うち公務員特例の免除者419人）
- (3) 受験率 74.0%（前年 70.8%）
- (4) 合格者数 2,937人（前年 2,237人）
うち科目免除者106人（うち公務員特例の免除者73人）
- (5) 合格率 7.9%（前年 6.4%）

【第53回社会保険労務士試験合格者の年齢別・職業別・男女別構成】

- (1) 年齢別構成
20歳代以下（12.8%）、30歳代（35.6%）、40歳代（28.5%）、50歳代（16.9%）、
60歳代以上（6.2%）
最年少者20歳、最高齢者73歳
- (2) 職業別構成
会社員（60.4%）、無職（10.3%）、公務員（7.8%）、団体職員（5.6%）、自営業（4.2%）、
役員（3.4%）、学生（1.1%）、その他（7.2%）
- (3) 男女別構成
男性（61.7%）、女性（38.3%）

合格者のうち、労働社会保険諸法令の事務に2年以上従事した者又は厚生労働大臣が指定した講習を修了した者は、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録することによって、社会保険労務士となることができます。

なお、令和3年9月30日現在、社会保険労務士登録者数は、44,063人です。

※ 合格者の受験番号は、社会保険労務士試験オフィシャルサイト及びインターネット版官報で閲覧することができます。

なお、厚生労働省本省、全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会での合格者受験番号の掲示等はいりませんので、ご注意ください。

社会保険労務士制度について

1 社会保険労務士制度の概要

- (1) 社会保険労務士制度は、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）に基づく制度である。
- (2) 社会保険労務士となるためには、社会保険労務士試験の合格者等により社会保険労務士となる資格を有する者が、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録を受けることが必要であり、登録と同時に、都道府県社会保険労務士会の会員となる。
- (3) 社会保険労務士及び社会保険労務士法人の業務は、次のとおりである。
 - ① 労働社会保険諸法令に基づく申請書等及び帳簿書類の作成
 - ② 申請書等の提出代行
 - ③ 申請等についての事務代理
 - ④ 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすること
 - ⑤ 都道府県労働局及び都道府県労働委員会における個別労働関係紛争のあっせん手続の代理
 - ⑥ 都道府県労働局における障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法、パート労働法及び育児・介護休業法の調停の手続の代理
 - ⑦ 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続における当事者の代理（紛争価額が 120 万円を超える事件は弁護士との共同受任が必要）
 - ⑧ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する事項についての相談及び指導このうち、①～③の業務については、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行ってはならないこととされている。また、④の業務については、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士が行うことができることとされている。

なお、⑤～⑦の業務については、紛争解決手続代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿にその旨の付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）及び特定社会保険労務士が所属する社会保険労務士法人以外は、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行ってはならないこととされている。

2 社会保険労務士試験の実施

社会保険労務士の試験は、昭和 44 年度から毎年 1 回実施しており、令和 3 年度まで 53 回の試験を実施している。

なお、試験の期日等は、毎年 4 月 30 日までに官報により公告される。

第 53 回試験は次のとおり実施された。

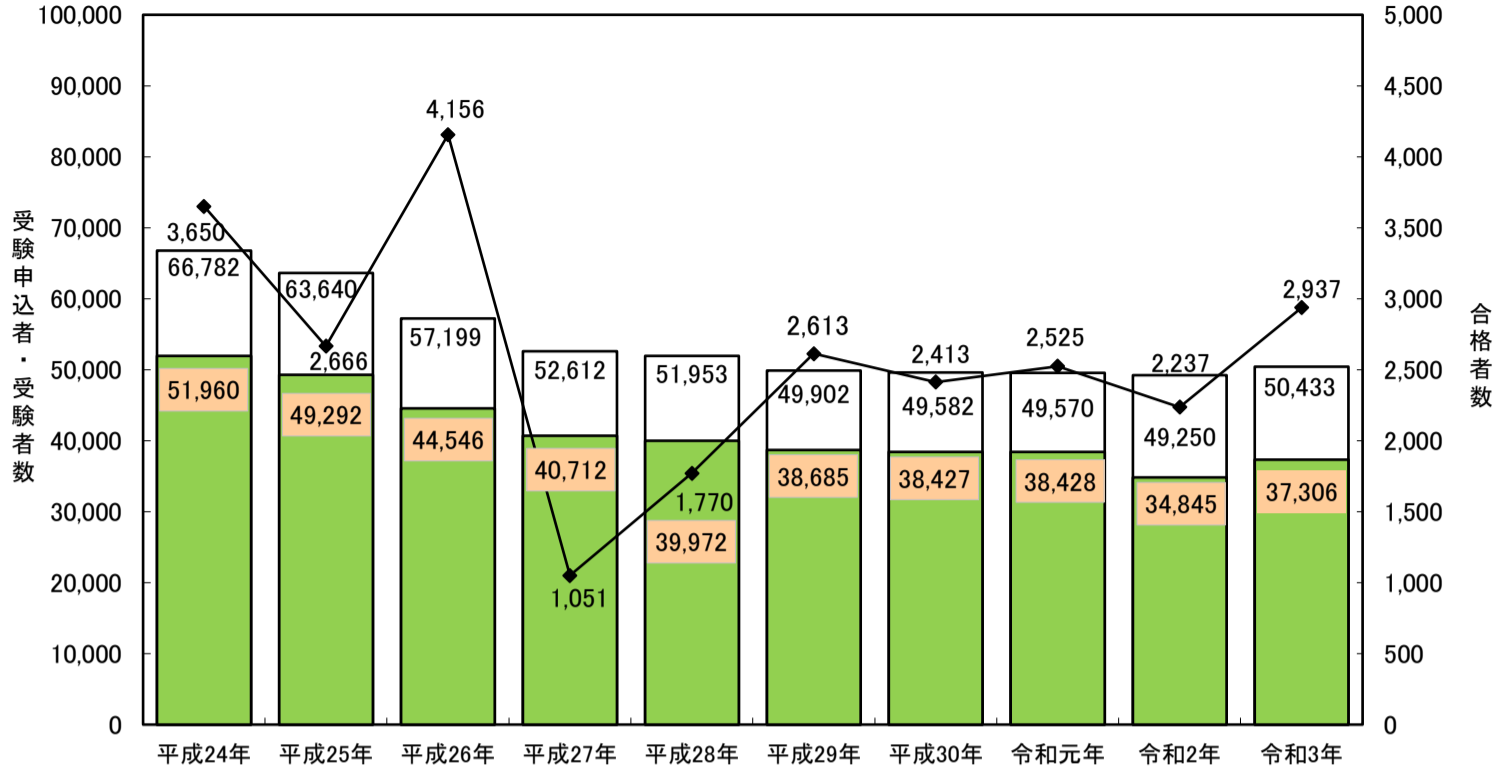
- (1) 受付期間 令和 3 年 4 月 19 日（月）から令和 3 年 5 月 31 日（月）まで
- (2) 試験日 令和 3 年 8 月 22 日（日）
- (3) 試験地 北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の 19 都道府県
- (4) 試験科目 労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識
- (5) 合格発表日 令和 3 年 10 月 29 日（金）

3 社会保険労務士の団体

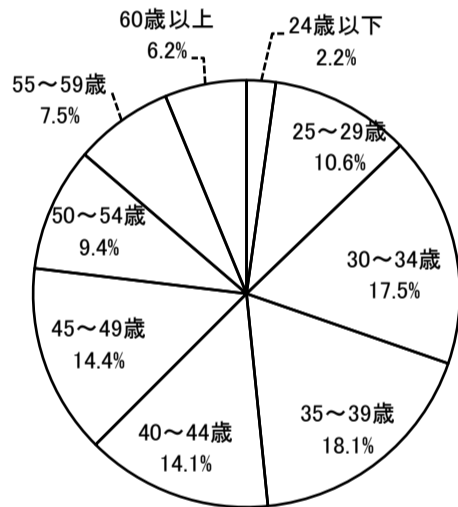
社会保険労務士法に基づき、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県ごとに社会保険労務士会、全国に一つ全国社会保険労務士会連合会が設立されている。

なお、全国社会保険労務士会連合会は、平成 12 年から、社会保険労務士試験の試験事務（合格の決定に関する事務を除く。）を行っている。

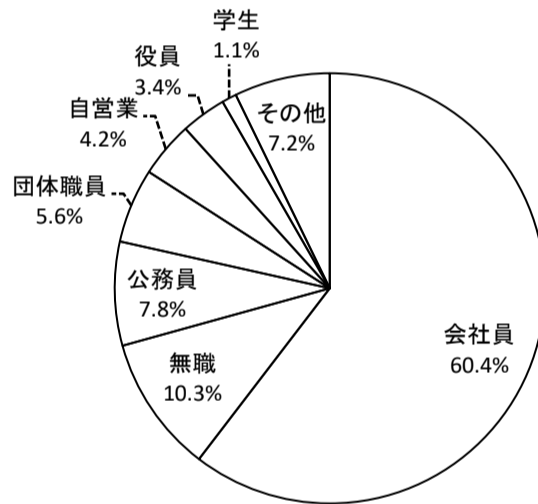
(人) [参考] 受験申込者数・受験者数・合格者数の推移(過去10年) (人)



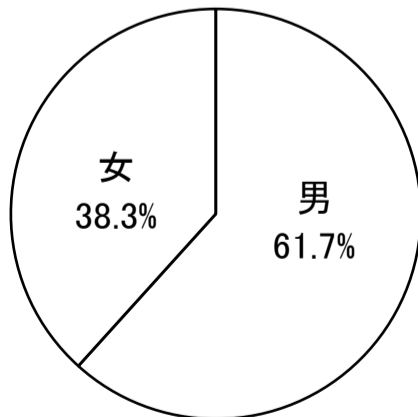
合格者の年齢階層別割合



合格者の職業別割合



合格者の男女別割合



第53回(令和3年度)社会保険労務士試験合格者数等受験状況一覧

(人)

試験地	試験会場名	受験申込者数	受験者数	合格者数
北海道	北海道自治労会館	1,497	1,149	75
	札幌プリンスホテル			
	星槎道都大学			
宮城	東北学院大学 土樋キャンパス	2,041	1,398	119
群馬	Gメッセ群馬	1,311	934	88
	共愛学園高等学校			
埼玉	JA共済埼玉ビル	1,450	1,183	102
	TKP大宮駅西口カンファレンスセンター			
	TKP大宮ビジネスセンター			
	労働大学校			
千葉	TKPガーデンシティ千葉	1,746	1,394	116
	国際トラベルホテルブライダル専門学校			
	開智国際大学			
東京	ベルサール新宿グランド	16,393	11,676	925
	ベルサール新宿セントラルパーク			
	ベルサール渋谷ガーデン			
	ベルサール汐留			
	TKP新橋カンファレンスセンター			
	TOC五反田メッセ			
	ホテルイースト21東京			
	日本大学 三軒茶屋キャンパス			
	日本大学豊山中学校・高等学校			
	武蔵大学 江古田キャンパス			
	実践女子大学 日野キャンパス			
	東京流通センター			
NTT中央研修センタ				
神奈川	TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口	2,327	1,939	194
	TKPガーデンシティ横浜			
	パシフィコ横浜			
石川	金沢医療技術専門学校	1,073	769	56
	TKP金沢カンファレンスセンター			
静岡	ツインメッセ静岡	1,270	920	75
愛知	名古屋市中小企業振興会館	4,045	3,059	278
	Aichi Sky Expo(愛知国際展示場)			

第53回(令和3年度)社会保険労務士試験合格者数等受験状況一覧

(人)

試験地	試験会場名	受験申込者数	受験者数	合格者数
京 都	国立京都国際会館	1,995	1,553	116
	京都市勧業館みやこめっせ			
大 阪	コングレコンベンションセンター	5,112	3,963	274
	天満研修センター			
	関西大学千里山キャンパス 第1学舎			
	関西大学千里山キャンパス 第2学舎			
	大阪電気通信大学 寝屋川キャンパス			
兵 庫	甲南大学 岡本キャンパス	2,299	1,810	136
	神戸市外国語大学			
岡 山	TKPガーデンシティ岡山	930	680	50
	岡山国際ホテル			
広 島	広島サンプラザ	1,163	850	68
香 川	英明高等学校 亀岡学舎	1,072	719	42
福 岡	博多国際展示場&カンファレンスセンター	3,017	2,132	142
	九州産業大学			
熊 本	熊本学園大学	1,191	800	57
沖 縄	沖縄コンベンションセンター	501	378	24
合 計	19都道府県51会場	50,433	37,306	2,937

第53回(令和3年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目3点以上（ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識は1点以上、国民年金法は2点以上）である者
- ② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目		選択式					択一式									
		A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法		⑮	⑪	⑭	⑩	③	E	A	C	E	A	B	E	E	D	C
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)		⑳	⑬	⑩	⑥	③	B	C	D	D	A	A	E	D	C	C
雇用保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)		①	④	①	②	①	D	A	E	B	B	E	A	D	E	C
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	労務管理その他の労働に関する一般常識	④	①	①	④	①	B	C	B	C	D	/				
	社会保険に関する一般常識	⑪	⑩	⑮	④	①	/									
健康保険法		⑯	⑪	⑩	③	⑥						B	D	E	C	A
厚生年金保険法		②	⑥	⑪	⑭	⑨	C	E	A	B	E	D	D	E	B	D
国民年金法		⑪	⑯	③	⑧	⑳	B	E	A	B	C	B	A	E	C	B